

ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例の手引き（案）

（目的）

第1条 この条例は、**ボランティア団体等と県との協働が地域の課題**の解決に重要な役割を果たしており、かつ、**将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会**の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、**基本理念**を定め、及び**県の責務**を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための**基本となる事項**を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

公共的な活動を行う様々な「民」がある中で、先駆性や専門性、行動力といった特性を持つボランティア団体等は、地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、本県では、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは得られない、大きな成果を挙げてきました。中には、ボランティア団体等が先駆的な取り組みを行い、県がそれに追随し、その事業の有用性から、その後、県の事業として取り組んでいるものもあります。そして今後もボランティア団体等と県の協働により、多くの地域の課題解決が図られるものと考えています。

本条例は平成22年に施行され、ボランティア団体等や企業、大学など多様な主体が協働して、地域の課題を解決する協働型社会の実現による県民生活の向上を目的としており、その目的達成のため、ボランティア団体等と県との協働の基本理念、県の責務、協働を推進するための基本となる事項（具体的には第3条から第9条）等について定めています。

平成27年度には条例施行後5年目の見直しを行い、地域の課題がさらに複雑化し、多様化する中、こうした課題に、市民の発意により設立された一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人（以下「一般社団法人等」という。）も取り組んでいる状況を踏まえ、「ボランティア団体等」の範囲を拡大し、一般社団法人等を追加することとし、平成28年にボランティア団体等の定義を拡大する条例改正を行いました。

【説明】

「ボランティア団体等」

「ボランティア団体等と県との協働」

⇒第2条の【説明】を参照。

「地域の課題」

神奈川に根ざした特有の課題など、その地域において解決しなければならない課題をいいます。一方、似た意味をもつ表現で、よく使われる「社会的課題」は、地域の課題を包含した、より一般的、普遍的な課題と考えていますが、本条例では「地域の課題」を用いています。

「将来その重要性が増大することが見込まれる」

これまで、先駆性や専門性、行動力といった特性を持つボランティア団体等は、地域の課題の解決に重要な役割を果たしてきており、本県では、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは得られない、大きな成果を挙げました。そうしたことから、今後、地域の課題がさらに複雑化、多様化すると見込まれる中、その解決に向け、ボランティア団体等と県の協働への期待はますます大きくなるものと考えています。

「多様な主体」

ボランティア団体等、企業、大学、行政、そのほかの様々な形態の団体をいいます。

「協働型社会」

県民ニーズが複雑・多様化する中、様々な地域の課題の解決を図っていくために、行政だけではなく、県民、ボランティア団体、企業、大学など、多様な主体が互いの立場を尊重し、それぞれの特性を発揮し協力し合って地域の課題を解決する社会をいいます。

「基本理念」

⇒第3条を参照。

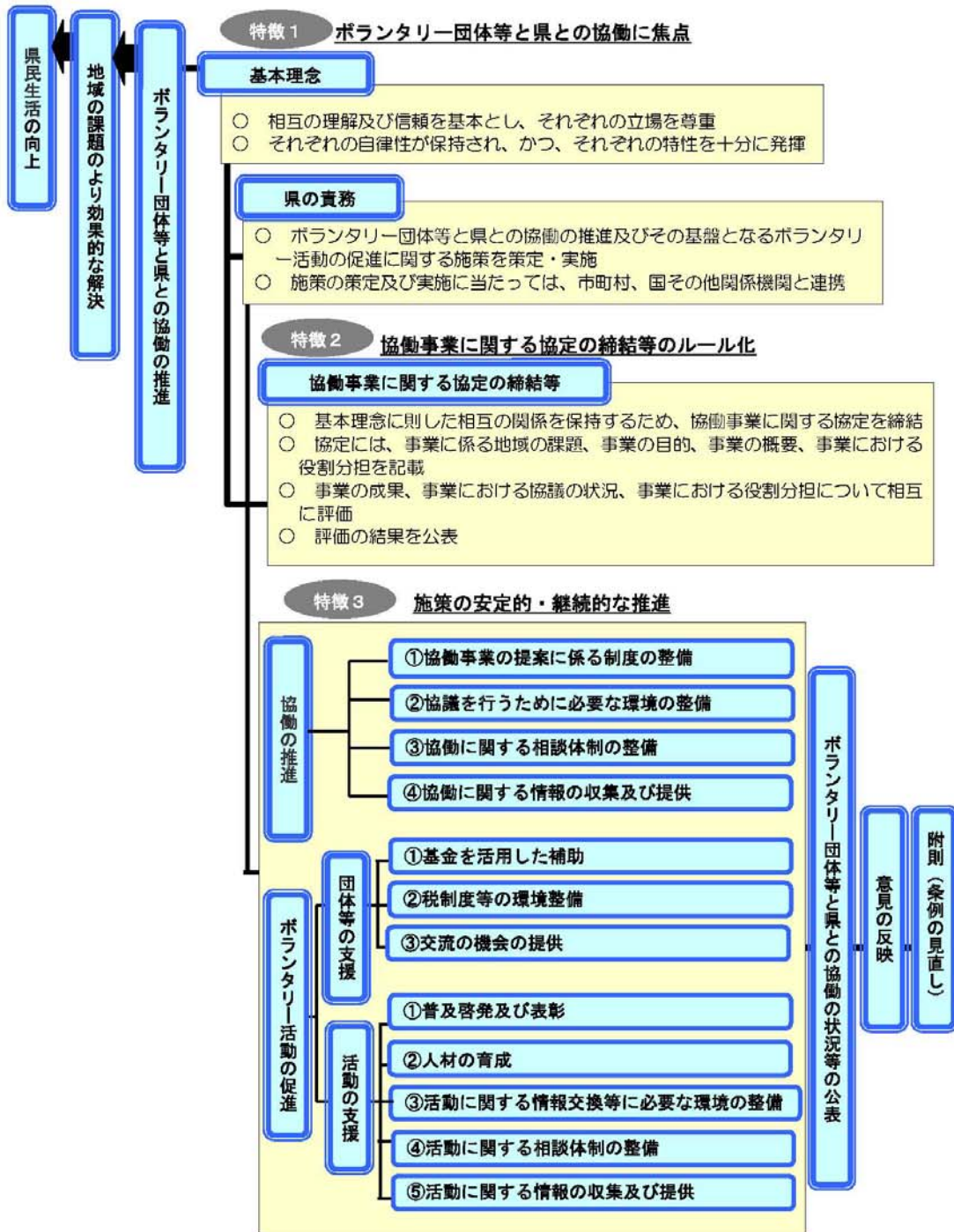
「県の責務」

⇒第4条を参照。

「基本となる事項」

「基本となる事項」とは、第5条（協働事業に関する協定の締結等）、第6条（ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策）、第7条（ボランティア活動の促進のための施策）、第8条（ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表）、第9条（意見の反映）に記載のとおりです。

条例の構成



(定義)

第2条 この条例において「ボランティア活動」とは、**不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与**することを目的とする**非営利の民間の自主的な活動**であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む**特定非営利活動法人**（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する**特定非営利活動法人**をいう。）、**一般社団法人**、**一般財団法人**、**法人格を持たない団体**及び**個人**をいう。

3 この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの**特性**を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。

【趣旨】

本条の規定は、用語の定義を行って、次条以下の用語の解釈の統一を図るものです。

【説明】

第1項関係

「ボランティア活動」

「ボランティア」とは「自発的な」や「自主的な」という意味の形容詞です。

本県では「非営利性」に基づく自発的な行為を意味する用語として「ボランティア」を用い、個人を指し「無償性」という印象で使われることが多い「ボランティア」と区別しています。本県では、平成13年に施行された「かながわボランティア活動推進基金21条例」から「ボランティア活動」という表現を用いています。

「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」

「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義で、「社会全般の利益」を指すものであり、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」とは、受益者があらかじめ特定されてはならないことを意味します。

※公益社団法人、公益財団法人における「公益」とボランティア団体等の「公益」と相違点について記載。

ただし、ボランティア団体等が行う事業の中には、「社会全体の利益」を目的としているものの、実際の受益者が事業の性質上限定されたり、結果として少数であったりすることがあります。

市民が行う公益的な活動については、「ボランティア活動」、「市民活動」、「民間非営利活動」、「社会貢献活動」など様々な用語が用いられています。これらの用語には統一的な定義はなく、使用される場面によりそれぞれに定義されて用いられています。

いわゆる「私益」（特定の個人や団体自身のための利益）や、「共益」（団体の構成員相互の利益）を目的とする事業は、対象となりません。例えば、「〇〇さんを救うための事業」のように特定された個人のみを対象とした活動や同窓会や同好会などのような活動は、対象となりません。ただし、自治会など共益目的で設立された法人格を持たない団体（第2条第2項に該当）が、受益者を特定せず、ボランティア活動を行う場合には、「ボランティア団体等」に該当します。

「非営利の民間の自主的な活動」

「非営利」とは、活動によって得た利益や資産を構成員（社員・役員等）で分配しないということです。無償でサービス等を行うという意味ではありません。非営利団体であっても収益事業を行なうことは認められており、団体の活動による収益（利益）は、事業費や人件費、交通費など事業のための必要経費に充てることができます。なお、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人は非営利法人に区分されます。

民間の自主的な活動とは、市民の発意によって自発的に行われる活動をいいます。国、県、市町村の第三セクターのように、行政主導で設立された団体の活動は、「民間の自主的な活動」には該当しません。

第2項関係

「ボランティア団体等」

ボランティア活動に取り組む市民の発意によるグループを想定しており、具体的には特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人をいいます。

「特定非営利活動法人」

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいいます。

「一般社団法人、一般財団法人」

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立されたものをいいます。

公益社団法人、公益財団法人は、それぞれ、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の公益認定を受けた一般社団法人、一般財団法人をいいます。本条例では、「一般社団法人、一般財団法人」のみ表記していますが、法律の表記のルールに従い、一般社団法人は公益認定を受けた公益社団法人を含み、一般財団法人は公益認定を受けた公益財団法人を含みます。なお、~~一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、及び公益財団法人は、非営利法人です。一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人は、協働型社会の主体の一つではありますが、旧民法第34条の旧社団、旧財団法人から移行した一般法人や認定を受けた公益法人は、ほぼ全てが、市民の発意に基づき設立された団体にあたらなため、原則としてかながわボランティア活動推進基金21の支援対象（第6条、第7条で説明）から外すこととしています。~~

「法人格を持たない団体」

法人格をもたない団体、いわゆる任意団体で、ボランティア活動を行うものをいいます。

[※具体例を記載]

「個人」

「ボランティア団体等」の「等」は、ボランティア活動を行う個人を指しています。個人を想定しているのは、個人の集まりとしてのボランティアグループとの協働事業、あるいはボランティア活動を行っている個人の方からの提案等で、これらを協働の相手方として、できる限り幅広く捉えることとしたためです。

< 条例改正の経緯 >

平成22年の条例制定時には、「ボランティア団体等」を特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人としていました。その当時、平成20年4月の公益法人制度改革により、ボランティア活動を行おうとする市民が、活動のために法人格を取得しようとした場合に、特定非営利活動法人に加えて一般社団法人等を選択できる状況にありました。しかしながら、平成22年の段階では一般社団法人等が制度上認められてまだ間もなく、実際の活動実態が広く知られていなかったことからボランティア団体等の対象としていませんでした。

その後、地域課題が複雑化、多様化する中、平成23年の東日本大震災の被災地支援や、その他の地域の課題解決に、市民の発意により設立された一般社団法人等が取り組んでいる状況を踏まえ、平成28年の条例改正で「ボランティア団体等」の範囲を拡大し、特定非営利活動法人と同様の活動を行う一般社団法人等を追加することとしました。

また、ボランティア活動を行う一般社団法人や一般財団法人が公益認定を受け、公益社団法人、公益財団法人となることも考えられるため、公益社団法人、公益財団法人もその範囲に含めることとしました。

なお今回新たに加える一般社団法人、一般財団法人は、「ボランティア活動に取組む」ものに限定することとしています。

第3項関係

「ボランティア団体等と県との協働」

条例では、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することを「ボランティア団体等と県との協働」としています。

協働は、協力して公的なサービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組む場合の、ボランティア団体等と県の関係性をいいます。協働の実施は具体的には、負担事業、共催、実行委員会・協議会等、補助事業、委託事業、協力事業など様々な実施形態があります。

協働の形態は幅広く、例えば、委員会等にボランティア団体等の参加を求め、政策や事業の企画立案に係る意見や提案を受けたり、その場での協議も含まれます。

支援のみを目的とした補助事業や県の定型的な業務の実施を委ねるだけの委託事業など、一方向の事業は、「相互にそれぞれの特性を生かして」「協力している」ことにならないので、条例でいう「協働」には該当しません。

また、指定管理者が特定非営利活動法人である場合、「指定管理者」は、行政処分の一
種である「指定」により、公の施設の管理に関する権限を「委任」して代行させるもので
あり、いわば県に成り代わった存在となるものであることから、「指定管理者」と「県」
との関係についても、条例でいう「協働」には該当しません。

「ボランティア団体等の特性」

ボランティア団体等は、自主的にボランティア活動を行っている団体や個人であり、自
主性は、ボランティア団体等の基本的な性格といえます。この自主性という最も基本的な
性格を背景として発揮される、より具体的な特性として、「先駆性」、「専門性」、「行動力」
が挙げられます。

ボランティア団体等の「先駆性」とは、様々な目的や課題認識を持った県民が、自らの
考えで自主的に取り組むため、制度的な対応が困難な新しい地域課題や少数の人々のニー
ズ等に応えるため、独自の視点から率先して取組んだり、対応等について提案したりする
ことができることをいいます。

ボランティア団体等の「専門性」とは、自主的な活動を継続的に行うことにより、実践
的な知識や経験が蓄積され、地域の実状に沿った専門的な取組みを実施することができる
ことをいいます。また、様々な専門的なスキルを有する人々が活動の目的に賛同し、自ら
の専門性を活動に生かすことで貢献する例もあります。ボランティア団体等は、生活者の
視点に立った地域のニーズの把握、実践的な知識、専門家や他のボランティア団体等や企
業とのネットワークなど、行政や企業、研究者とは異なる独自の特性を有しています。

ボランティア団体等の「行動力」とは、地域で問題を抱える人々の思いや地域の課題等
に直面する人々に共感し、その立場や考え方などを共有しながら、活動の目的が明確にな
った時には、行政に求められる公平性や企業に求められる営利性にとらわれずに、自ら
の主体的判断により、課題解決に向けて機敏に行動することをいいます。

ボランティア団体等は前述のように、先駆性、専門性、行動力といった特性を有してお
り、多様なニーズに、柔軟かつ迅速に対応することが可能です。また、ボランティア団体
等のサービスや活動の特徴として、対象者が少なかったり、狭い地域に限定されたりする
場合も多くあります。

「県の特性」

県（行政）には、平等性、公平性、継続性、信用力などの特性があり、しっかりした組
織、財政基盤の下、広範な住民に継続して均質的なサービスを提供できますが、住民の多
種多様なニーズにきめ細かく対応することは必ずしも得意ではありません。

ボランティア団体等が県と協働して関係機関と事業の調整などを行う際に、県の信用力
を活用して、単独で調整するよりも円滑に調整が進むことがあります。

※その他の県の特性を記載する。

(基本理念)

第3条 ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 ボランティア団体等と県との協働は、それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、ボランティア団体と県との協働の基本理念について定めるものです。

その内容として、ボランティア団体と県との協働は、それぞれの立場が尊重されること、それぞれの自律性が保持されること、それぞれの特性が十分に発揮されることを定めています。

【説明】

「相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されること」

ボランティア団体等と県は考え方や意思決定の方法、仕事の進め方などが異なります。したがって、目的等を共有し、合意された役割分担に基づいて協働に取り組もうとしても、ボランティア団体等と県の考え方など違いを相互に十分理解しないと、事業は円滑に進みません。

そこで、ボランティア団体等と県はそれぞれの活動の目的や組織等を理解するよう、積極的にコミュニケーションをとる必要があります。

県の目的のため、事業をボランティア団体等に単に委託するという関係ではない、対等な関係を保持して協働事業を進めるためには、ボランティア団体等と県は対等な主体であることを認識し、その主体性・自主性を尊重することが重要です。

「それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されること」

「それぞれの自律性が保持され」とは、ボランティア団体等と県とがともに地域の課題を解決しようとする独立した当事者として、一方が他方に従属したり過度に依存することがない状態が続いていることをいいます。

そして、事業実施にあたっては、ボランティア団体等と県がそれぞれの特性が有効に働くよう協力して取り組むことが重要です。協働の最も大切な意義は、ボランティア団体等と県が協力してそれぞれの資源を適切に組み合わせ、強みを活かしながら、相乗効果を生み出し、ボランティア団体等と県が別々に取り組むよりも、多様な県民ニーズに対し、よりの確かつ柔軟に対応し、受益者である県民の生活の向上に寄与することです。

ボランティア団体等と県との協働になじむ取組みとは、ボランティア団体等と県とがそれぞれ単独で取り組むよりも、互いの特性を生かしながら、各々の得意とするところを効率的・効果的に組み合わせることにより、一緒に取り組んだ方がよりよい結果を生むことが期待される取組みです。

協働では、ともすれば、ボランティア団体等と県との間のよりよい協力関係をいかに構築するかという点に目を奪われがちです。しかし、ボランティア団体等と県の各々が持つ資源をどのように組み合わせれば相乗効果が向上し、地域の課題を解決して、受益者である県民にとってより大きなメリットもたらすことができるかということを常に念頭

において、協働に取り組む必要があります。

ボランティア団体等との協働に取り組むためには、その特性を理解し、事業の内容に応じて、地域の課題解決のため、それぞれの特性に応じた役割を果たすことが必要です。ボランティア団体等と県のそれぞれの特性については第2条（定義）で説明しています。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、県が第3条の基本理念にのっとり、ボランティア団体との協働を推進し、またボランティア活動の促進に関する施策を策定し、実施する責務を有することを定めたものです。

なお、「県民やボランティア団体等の責務」については、協働は県民等に対して理解などを強制しなければ推進できないものではなく、自主的な活動であるボランティア活動に「責務」を定めることは適切でないとの理由から定めていません。

【説明】

(1) ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策については第6条で、ボランティア活動の促進に関する施策については、第7条で説明しています。

県では、ボランティア団体等との協働を積極的に進めるための組織として、各局等における協働の推進及び連絡調整を行う「協働推進者」を設置するとともに、協働推進者等で構成する「NPO等との協働に関する庁内推進会議」を設置しています。

また、各所属における情報収集・提供等の実務面での業務を担う「協働推進実務担当者」を置いて、協働の推進を図っています。

NPO協働推進課は、協働に関する相談受付・支援や、関連情報の提供、研修等を行います。

(2) 条例では、施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めることを定めています。

市町村との連携のための体制として、条例の制定を契機に、県・市町村それぞれのボランティア活動促進施策全般について、県と市町村とが協議や課題研究等を行う場として、「県・市町村ボランティア活動施策推進会議」を設置しています。

また、県が実務担当者に向けて実施する協働の推進のための研修に市町村職員の参加を呼びかけています。

国との連携については、内閣府との特定非営利活動法人情報の共有や、寄附金にかかる税額控除を通じたNPO法人支援などで連携しています。

(協働事業に関する協定の締結等)

第5条 ボランティア団体等及び県は、基本理念に則した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であって、当該事業に係る地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において**対等な立場**で当該事業に関し必要な事項について**協議**することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を行おうとするときは、当該協働事業に関する**協定**を締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協働事業に係る地域の課題
- (2) 協働事業の目的
- (3) 協働事業の概要
- (4) 協働事業における役割分担

【趣旨】

本条は、ボランティア団体等と県とが「協働事業」を行おうとするときに、当該協働事業に関する協定を締結するよう努めることについて定めているものです。

【説明】

本県では、これまで、ボランティア団体等と県との協働事業や、ボランティア団体等への支援に積極的に取り組んできました。

しかしながら、ボランティア団体等の多くは資金面や人材面が脆弱という課題を抱えていることや、県側には、ボランティア団体等を対等な協働の相手方との認識が十分ではない場合もあることから、協働を推進する取組みを強化することで、それらの点を改善していく必要があります。

そこで、条例では、ボランティア団体等と県が協働事業を実施するに当たって、自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果につなげることができるよう、①役割分担等を明確にした協定を締結した上（第5条第1項、第2項）で、②事業の成果等を相互に評価し（第5条第3項）、③公表する（第5条第4項）という項目を双方の努力義務として定めることで、対等性を担保し、透明性を高めることとしています。

この項目は、互いの立場を尊重した協議を求める根拠となるものであり、両者の誠実な協議が深まることを期待するものです。

なお、平成28年度時点の協働の成果の例として、かながわボランティア活動推進基金21の協働事業負担金事業で実施した、医療通訳派遣システム事業や犯罪被害者に対する支援事業などが制度化され継続となっています。

(1) 「対等な立場での協議」について

「対等な立場」での協議とは、双方の意見を平等に扱い、双方の意見を事業に反映できる機会が与えられていることです。県は、ボランティア団体等が対等な主体であることを認識し、その自主性を尊重することが重要です。

協議に当たり、留意点として次のことが考えられます。

ア ボランティア団体等と県が、それぞれの特性を十分に発揮し、より高い相乗効果を得るには、企画立案、実施等の各段階で、できる限り、両者が対等に協議する機会を設けることが大切です。また、双方が互いに情報を公開し、共有することが重要です。

イ 協働事業を始めるに当たっては、課題認識、事業の目的や役割分担等を相互に確認するとともに、具体的な実施方法を検討するため、ボランティア団体等と対等な立場で十分に協議を行う必要があります。

ウ ボランティア団体等と県が課題認識を共有することにより、各々が相互に協力して課題解決に取り組む意思が明確となり、継続して協力する基盤となります。

この際、特定のボランティア団体等と県が過度に依存し合う関係に陥らないよう、あらかじめ実施期間を定めるなど、時限を設定し、互いに確認することが必要です。併せて、県の予算が単年度主義であることについて、ボランティア団体等に十分理解を得ておく必要があります。

エ また、協働事業においてボランティア団体等に県の予算を支出する場合は、ボランティア団体等の自主性を尊重しながらも、県から提供される資金は公金であるとの認識と責任ある執行を促すとともに、協働事業の過程で知り得た個人情報等の守秘義務を果たすことなど、各種法令等の遵守を求めることが必要です。

(2) 「協定」について

次に、こうした協議を踏まえ、協定を締結します。

条例では、協定に、地域の課題や事業の目的、概要、役割分担を記載することとしていますが、できるだけ責任分担、費用の分担、成果物の帰属、より具体的な目標、スケジュール等についても、ボランティア団体等と確認しながら、記載することが必要と考えます。協定という名称である必要はなく、例えば契約書や規約の中に盛り込んでいるものを含み、また、1つの文書である必要はなく、例えば、事業目的と役割分担が別文書に記載されている場合も協定ととらえます。

調査・研究等の事業の成果は、ボランティア団体等のその後の活動に不可欠な場合もあります。成果物の帰属については、協定の締結に先だって、ボランティア団体等と十分に話し合い、共通認識を得ておくことが必要です。

このように協定として書面にすることにより、トラブルを防止するとともに、自律した対等な関係を保ちながら、明確な責任体制による協働事業を実施することができます。

協定の締結や相互評価、相互評価の結果の公表などの一連のルールは、自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果につなげるために必要なものであり、さらに事業の効果を高めるため、ボランティア団体等と県との二者で実施していた協働事業に、企業等その他の主体が加わった形に発展した場合でも実施することが望ましいものと考えられます。

この「協働事業に関する協定の締結」は、条例制定時にイギリスの「コンパクト」を参考にして取入れたものです。

コラム：「コンパクト」とは

「コンパクト」とは、1998年にイギリス政府と非営利団体との間で締結された団体の役割と独自性を積極的に評価した合意文書のことです。政府と非営利団体との役割分担、約束事を定めた覚書です。

イギリスでは、1980年頃、行政サービスの民営化、競争入札による委託契約という手法が取り入れられ、多くの非営利団体が行政サービスの主体として生まれる一方、行政との委託契約で、団体の自主性、自発性が損なわれ下請け的な存在になってしまう可能性がでてきました。そこで、団体の独立性と政策への影響力を取り戻すことなどを目的に、1998年、政府代表者と非営利団体の代表者との間で協定（コンパクト）が締結されました。

「ボランティア団体等からの協働事業の提案」について

協働事業の提案には、ボランティア団体等から提案する場合と、県から提案する場合があります。

ボランティア団体等からの提案は、県民の視点に立った県政を進めていくため、課題解決への貴重なきっかけとして受け止め、所管部署において提案を受け止め、対応を検討する必要があります。

そして、必要に応じて、提案したボランティア団体等との情報交換・意見交換や県としての課題分析等を行い、協働事業として取り組む必要があると判断される場合は、その事業化を進めることとなります。

ボランティア団体等の提案は、県の複数の部署に関わる場合や、先駆的な提案で所管部署が明確でない場合もあります。このような場合には、まずは関係する部署が連携して話し合いの場につくなどの対応が必要です。

ボランティア団体等からの提案については、県の協働事業として取り組む必要性についてしっかり検討し、県としての対応を選択していく必要があります。

しかし、行政の判断だけで「協働になじまない」「ボランティア団体等の特性を生かせる事業ではない」「引き続き県が単独で担うべき事業である」などと結論付けたのでは、県民の立場に立ったボランティア団体等からの提案が活かされません。まずは話し合いの場につくなど、ボランティア団体等からの提案を真摯に受け止めることは、県の仕事の進め方を県民の視点に立って見直していくための職員としての大切な心構えであると考えられます。そして、ボランティア団体等からの提案をきっかけとして、その後の一つひとつの過程を大切に、ボランティア団体等とのよりよい関係づくりをしていくことが、ボランティア団体等と県との相互理解を深めることとなります。

なお、ボランティア団体等からの提案が所管局等の施策の方向性と一致している場合は、ボランティア団体等との協働を促進するための基金である「かながわボランティア活動推進基金21」の活用や、所管部署の予算による事業化を検討することとなります。

この「かながわボランティア活動推進基金21」により実施される協働事業負担金の事業は、ボランティア団体等と県との協働事業のうち、「県としてすぐには本格的な実施はできないが、地域社会にとって必要な公益事業」「今後の行政の取組みにインパクトを与えるこ

とが期待できる事業」などを想定しており、ボランティア団体等の提案がこうした事業である場合は、「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業負担金の活用も考えられます。

「かながわボランティア活動推進基金21」

かながわボランティア活動推進基金21は、協働型社会の実現に向け、ボランティア活動の開始や拡充に対し、一定の期間、支援を行うものです。支援内容として、次の4つのメニューがあります。

- ・ 協働事業負担金

ボランティア団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できると考えられる公益的事業を対象とし、基金からその事業に要する経費を負担する制度です。

- ・ ボランティア活動補助金

ボランティア団体等が自発的に取り組む事業や社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり、新たに展開する事業を対象とし、基金からその事業に要する経費を補助する制度です。

- ・ ボランティア活動奨励賞

実践的な活動で、地域社会への貢献度が高く、今後さらに継続発展が期待できる活動に自主的に取り組んでいるボランティア団体等を表彰します。

- ・ ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体の活動基盤整備のための支援事業の企画提案とともに受託事業者をし、受託事業者が県と業務委託契約を締結し、自らの企画提案に沿ってボランティア団体の支援事業を実施します。

3 ボランティア団体等及び県は、協働事業を行ったときは、次に掲げる事項について**相互に評価を行う**よう努めるものとする。

- (1) 協働事業の成果
- (2) 協働事業における協議の状況
- (3) 協働事業における役割分担

4 ボランティア団体等及び県は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果を公表するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、ボランティア団体等と県とが「協働事業」を行ったときは、協働事業の質の向上を図るため、また、ボランティア団体等と県との相互の理解及び信頼を一層促進するため、相互に評価を行うよう努めることについて定めているものです。

【説明】

(1) 「相互に評価を行う」

条例では、ボランティア団体等と県が協働事業を行ったときは、相互に評価を行うよう定めています。評価の仕方として、まず、自らの評価を行い、次に相手方の評価を行います。評価をもとに、ボランティア団体と県が協議することにより、ボランティア団体等と県との相互の理解及び信頼が一層促進され、協働事業の質の向上につながります。

(2) 評価の視点

条例では、まず、当初設定した目標が達成できたか、県民のニーズに効率的・効果的に対応できたか、協働することで、単独で事業を行うよりも成果があがったかなど、事業の成果について相互に評価を行うこととしています。

さらに、事業の進め方について検証するため、事業の企画立案・実施の各段階において対等な立場で協議ができたかといった協議の状況や、役割分担が適当であったかといった役割分担についても評価を行うこととしています。

(3) 評価方法

自らの評価及び相手方を評価する項目を記載した評価シートを作成し、その記載内容をもとに意見交換を行い、その結果を記録することなどにより評価を行います。その際必ずしも書面による必要はなく電磁的方法で作成し、意見交換をメールでのやりとりに代えるなどの方法も考えられます。

(4) 「評価の結果を公表」について

評価の結果については、遅滞なくホームページ等で公表することとしています。

評価結果の公表は、透明性の確保の観点から必要不可欠であるとともに、ボランティア団体等と県の双方が、県民への説明責任を果たすことができます。

また、ボランティア団体等の社会的信用の獲得につながるとともに、同じ課題に関心を持つ県民や他のボランティア団体等の参加を促すきっかけにもなると考えられます。そのほか、県の予算執行の状況を県民に明らかにする意味もあります。

評価結果は、事業継続の適否の判断に活用するとともに、継続事業にあっては、その後の事業展開を図るために活用し、事業を継続しない場合であっても類似事業の実施の際の参考となります。

(5) 第三者の評価

協働事業の質を高めるためには、第三者からの意見を聴くことも有効であり、協働事業の実施状況や相互評価の結果をNPO協働推進課が取りまとめ、ホームページで公表するとともに、多様な主体で構成する「かながわ協働推進協議会」に報告し、意見をいただくこととしています。

一方、かながわボランティア活動推進基金21については、毎年度3月に負担金、補助金を受けたボランティア団体等の事業成果報告会を公開で開催し、他のボランティア団体等や県民と成果を共有する機会を設けています。

(ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策)

第6条 県は、ボランティア団体等と県との協働の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること。
- (2) ボランティア団体等と県との協働に係る協議を行うために必要な環境を整備すること。
- (3) ボランティア団体等と県との協働に関する相談体制を整備すること。
- (4) ボランティア団体等と県との協働に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (5) その他ボランティア団体等と県との協働の推進のために必要な施策

【趣旨】

本条は、ボランティア団体等と県との協働の推進のために県が講ずべき施策として、特に、NPO所管部署で実施している事業を念頭に必要な施策について定めています。

【説明】

ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策

- (1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること
ボランティア団体等の活動を推進するために設置された「かながわボランティア活動推進基金21」を財源として、県に事業を提案し、協働事業を行うボランティア団体等に協働事業負担金を交付します。
- (2) 協議を行うために必要な環境を整備すること
ボランティア団体等と県とのパートナーシップの構築を目的として、ボランティア団体等と県の関係機関が協議等を行う場（パートナーシップルーム）を、かながわ県民活動サポートセンターに設置・運営しています。
- (3) 協働に関する相談体制を整備すること
ボランティア活動に関する相談、NPO等のマネジメントに関するアドバイスやNPO等と企業、行政等との協働・連携に関するコーディネート等を行うアドバイザー相談事業をかながわ県民活動サポートセンターで行っています。
- (4) 協働に関する情報の収集及び提供を行うこと
NPO協働推進課で庁内の協働事業に関する情報収集・提供を行うほか、かながわ県民活動サポートセンターに情報コーナーを設け、ボランティア活動に関する情報提供を行っています。

(ボランティア活動の促進のための施策)

第7条 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア団体等の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア団体等が行うボランティア活動に係る事業に対し、ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと。
- (2) ボランティア団体等が行うボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること。
- (3) ボランティア団体等相互の協働及びボランティア団体等と県民、事業者等との協働を促進するための交流の機会の提供に努めること。
- (4) その他ボランティア団体等の支援に関し必要な施策

2 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア活動の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (2) ボランティア活動を行う人材の育成を図ること。
- (3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備すること。
- (4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。
- (5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) その他ボランティア活動の支援に関し必要な施策

【趣旨】

本条は、ボランティア団体等と県との協働の効果的な推進を図るための基盤整備として、「ボランティア活動の促進」に関する施策を定めています。

協働を推進するために、相手方であるボランティア団体等を支援する必要があることから、「団体等の支援に関する施策」と「活動の支援に関する施策」を協働のための基盤整備として位置づけています。

【説明】

本条は、ボランティア活動の促進のための施策について定めています。第1項はボランティア団体等の支援に関する施策について、第2項はボランティア活動の支援に関する施策について定めています。

ボランティア団体等の支援に関する施策（第1項関係）

(1) ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと

第1号でいう「基金」は「かながわボランティア活動推進基金21」（以下「基金21」という。）のほか、県が設置している他の基金も含まれますが、ボランティア団体等の支援を目的として平成29年8月現在で行われている施策は、基金21のボランティア活動補助金のみです。

ボランティア活動補助金は、地域課題の解決のため、ボランティア団体等が単独で取り組む事業を支援する制度です。

(2) 税制度等の環境整備に努めること

税制度に関する施策として、次の制度があります。

ア 法人税法上の収益事業を行っていない公益法人等（特定非営利活動法人を含む）に対する法人県民税均等割の減免、及び知事が指定した寄附金（特定非営利活動法人については、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に限る、）を支払った者に対する個人県民税の寄附金税額控除

イ 知事が認定・**特例認定（旧仮認定）**した特定非営利活動法人に対する所得税の寄附金控除

ウ 個別に指定された特定非営利活動法人に対する寄附金を支払った者に対する個人県民税の寄附金税額控除

また、一層の税制度の整備に関連して、認定要件の見直しと**寄附者の利便性向上に向けた寄附金の源泉徴収控除項目への追加**を国へ提案しています。

(3) 協働及び協働を促進するための交流の機会の提供

ボランティア団体等の個々の活動では実現しにくい課題の解決のためには、他の主体とネットワークを形成することが有効であり、このことにより、ボランティア団体等の活動範囲の拡大や活動内容の充実といった効果が見込まれます。

そこで、ボランティア団体等への支援の一環として、県が企業・NPO・大学を仲介し、マッチングの機会を提供する事業や、認定（仮認定）・指定特定非営利活動法人同士の交流・情報交換する場を提供しています。

ボランティア活動の支援に関する施策（第2項関係）

(1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰

かながわボランティア活動推進基金21では、ボランティア活動奨励賞として、他のモデルとなる活動で継続発展が期待できる活動に取り組んでいるボランティア団体を表彰しています。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成を行う県民の学びの場として「かながわコミュニティカレッジ」を委託、実施しています。

(3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備

かながわ県民活動サポートセンターでボランティアサロン等を設置しています。

(4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。

ボランティア団体の運営マネジメントや活動に関する助言、情報提供など、ボランティア活動全般の相談に専門のアドバイザーが応じるアドバイザー相談事業をかながわ県民活動サポートセンターで行っています。ボランティア団体間、ボランティア団体と企業等の連携、協働等に関するアドバイスも行っています。

(5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供

かながわ県民活動サポートセンターに情報コーナーを設け、ボランティア活動に関する情報提供を行っています。また、ホームページKaNaPi0ステーションでNPO等の活動支援につながる情報を掲載しています。

(ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、ボランティア団体等と県との協働の状況及び前2条に規定する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

【説明】

ボランティア団体等と県との協働の状況及び第6条、第7条の施策の実施状況については、NPO協働推進課で毎年度、全庁の調査を行い、結果をホームページで公表しています。

(意見の反映)

第9条 県は、第6条及び第7条に規定する施策に、ボランティア団体等、県民、事業者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

県民の生活の向上に向けて、ボランティア団体等と県との協働により、地域の課題をより効果的に解決していくためには、施策等にボランティア団体等をはじめ、県民や事業者等の皆さんの意見を反映していくことが必要です。

条例では、施策にボランティア団体等、県民、事業者等の皆さんの意見を反映することができるように必要な措置を講ずることを定めています。

具体的には、第8条により協働の状況及び第6条、第7条の施策の実施状況について毎年庁内の調査結果をインターネットで公表し、ボランティア団体等、県民、事業者等の皆さんからの意見をいただくことができるようにしています。

また、ボランティア団体等からなる「かながわ協働推進協議会」を毎年開催し、協働の状況や施策の実施状況について報告し、意見をいただいています。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【説明】

第1項関係 (施行期日)

本項は、条例の施行期日を定めたものです。

第2項関係 (検討)

本項は、この条例を施行の日から起算して5年を経過するごとに見直すことを定めたものです。

本県では、平成20年度から、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により条例の適時性

を確保するため、一定期間ごとに見直すこととされたことから、その旨の規定を附則に記したものです。

この条例は、平成22年4月に施行され、5年が経過した平成27年度に見直しを行いました。見直しにあたっては「かながわ協働推進協議会」からの意見を聴取するなどして、見直し要綱に定める、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性について検討しました。この見直しをもとに平成28年に「ボランティア団体等」の範囲を拡大する条例改正を行いました。次の見直しは、平成32年度に行います。

附 則（平成28年12月27日神奈川県条例第81号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

【趣旨】

改正附則関係（第2条の一部改正）

第2条第2項「ボランティア団体等」に一般社団法人（公益社団法人を含む）、一般財団法人（公益財団法人を含む）を加える改正を行ったものです。

【参考資料】

- ・ ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例
- ・ かながわボランティア活動推進基金21 協働事業負担金協定書（例）
- ・ 神奈川県条例の見直しに関する要綱

ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例

平成22年3月26日条例第1号

改正 平成28年12月27日条例第81号

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボランティア活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人をいう。〔一部改正 平成28年条例第81号〕

3 この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。

(基本理念)

第3条 ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 ボランティア団体等と県との協働は、それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めるものとする。

(協働事業に関する協定の締結等)

第5条 ボランティア団体等及び県は、基本理念に則した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であつて、当該事業に係る地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で当該事業に関し必要な事項について協議することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を行おうとするときは、当該協働事業に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協働事業に係る地域の課題
- (2) 協働事業の目的

(3) 協働事業の概要

(4) 協働事業における役割分担

3 ボランティア団体等及び県は、協働事業を行ったときは、次に掲げる事項について相互に評価を行うよう努めるものとする。

(1) 協働事業の成果

(2) 協働事業における協議の状況

(3) 協働事業における役割分担

4 ボランティア団体等及び県は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策)

第6条 県は、ボランティア団体等と県との協働の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること。

(2) ボランティア団体等と県との協働に係る協議を行うために必要な環境を整備すること。

(3) ボランティア団体等と県との協働に関する相談体制を整備すること。

(4) ボランティア団体等と県との協働に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(5) その他ボランティア団体等と県との協働の推進のために必要な施策

(ボランティア活動の促進のための施策)

第7条 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア団体等の支援に関する施策を講ずるものとする。

(1) ボランティア団体等が行うボランティア活動に係る事業に対し、ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと。

(2) ボランティア団体等が行うボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること。

(3) ボランティア団体等相互の協働及びボランティア団体等と県民、事業者等との協働を促進するための交流の機会の提供に努めること。

(4) その他ボランティア団体等の支援に関し必要な施策

2 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア活動の支援に関する施策を講ずるものとする。

(1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成を図ること。

(3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備すること。

(4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。

(5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(6) その他ボランティア活動の支援に関し必要な施策

(ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、ボランティア団体等と県との協働の状況及び前2条に規定する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(意見の反映)

第9条 県は、第6条及び第7条に規定する施策に、ボランティア団体等、県民、事業者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成28年12月27日条例第81号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

協働事業負担金協定書（例）

特定非営利活動法人〇〇代表理事〇〇〇〇（以下、「ボランティア団体」という。）と神奈川県〇〇局〇〇部〇〇課長〇〇〇〇（以下「県」という。）とは、平成〇〇年度協働事業負担金の事業実施に当たって、次のとおり協定を締結します。

1 課題認識の共有

ボランティア団体と県は、〇〇〇〇…という課題を共有します。

2 目的の共有

ボランティア団体と県は、前条の課題解決のために協働で事業を実施するに当たり、〇〇〇〇…という事業の目的を共有します。

3 事業の概要

ボランティア団体と県は、平成〇〇年度協働事業負担金に申請した事業計画に従って次の事業を実施します。

(1) 事業名 〇〇事業

(2) 事業内容 〇〇〇〇…（※申請書の事業の目的及び内容から転載）

(3) 事業期間 着手 平成〇〇年〇〇月〇〇日
完了 平成〇〇年〇〇月〇〇日

4 役割分担と責任分担

ボランティア団体と県は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、分担する役割について、それぞれの責任で行います。なお、事業の成果は役割に応じそれぞれに帰属するものとします。（別添「役割分担一覧」のとおり）

(1) 〇〇事業

① ボランティア団体の役割及び担当者の所属等及び氏名

役割 〇〇に関すること

担当者 事務局長 〇〇〇〇

② 県の役割及び担当者の所属及び氏名

役割 〇〇に関すること

担当者 〇〇課〇〇グループ〇〇〇〇

※以下、事業ごとに記載。

5 協議等

ボランティア団体と県は、事業の企画、実施、評価等に関し適宜連絡調整や協議を行い、相互理解の促進と協働事業の効果的推進に努めます。

6 費用分担

協働事業に要する経費は平成〇〇年度協働事業負担金に申請した収支予算書に従い、ボランティア団体は自己資金を、神奈川県知事は、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）その他の法令に基づき、協働事業負担金を適正に支払うものとします。

7 協定の有効期間

この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとします。

8 紛争の処理等

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、ボランティア団体と県とは速やかに協議を行い、円滑かつ効果的に解決するように努めます。

両者の協議によって解決できない場合は、神奈川ボランティア活動推進基金審査会の意見を聞き、両者はその意見を尊重して解決に努力します。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人 〇〇〇〇
理事長 〇〇〇〇
神奈川県〇〇局〇〇部〇〇課
課長 〇〇〇〇

神奈川県条例の見直しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知事の条例提案権に基づく条例の見直しの実施及びその結果の公表に関し必要な事項を定めることにより、条例を常に時代に合致したものとすることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「条例の見直し」とは、現に施行されている条例のうち見直し規定を設けている条例について、施行の状況を把握し、その結果に基づいて、当該条例の制定の趣旨に立ち返って、当該条例の全ての条項について検討を加えることをいう。

2 この要綱において「見直し規定」とは、条例の見直しを定期的に行うことを義務付ける規定をいう。

3 この要綱において「条例所管局長」とは、条例の施行に関する事務を分掌する局（複数の局が分掌する場合にあっては、それぞれの局）の長をいう。

(事務の総括)

第3条 政策局長は、条例の見直しに関する事務を総括するものとする。

(見直し規定を設ける条例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する規定を含む条例のうち、他に条例の見直しを行う適切な方法があるか否か等を考慮して知事が特に必要があると認める条例には、見直し規定を設けるものとする。

- (1) 県民の権利を制限し、又は義務を課す規定
- (2) 特定の県民に直接に利益を付与する規定
- (3) 県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

(条例の見直しの周期)

第5条 条例所管局長は、前条の規定により見直し規定を設けるに当たっては、原則として、5年ごとに条例の見直しを行う旨を規定するものとする。ただし、当該条例の内容に照らして、当該年数により難いと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、随時の条例の見直しを妨げるものではない。

(条例の見直しの視点)

第6条 条例の見直しは、少なくとも次に掲げる視点に基づいて行うものとする。

- (1) 必要性（当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか否か及び県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点をいう。）
- (2) 有効性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点をいう。）
- (3) 効率性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点をいう。）
- (4) 基本方針適合性（当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか否かに関する視点をいう。）
- (5) 適法性（当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか否か並びに司法手続において違憲又は違法と判断される可能性があるか否かに関する視点をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、条例所管局長は、その所管する条例について、同項第2号から第4号

までに掲げる視点のうち当該条例の内容に照らして効果的な条例の見直しを行うことが困難であると認められる視点について、政策局長との協議を経て、省略して行うことができる。

(条例の見直しの手順)

第7条 条例の見直しは、概ね次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 当該条例の制定の趣旨の確認
- (2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握
- (3) 当該条例に関連する社会状況の推移の把握
- (4) 前3号の規定により確認し、又は把握した事項に基づき、前条の規定による条例の見直しの視点から検討
- (5) 前号の検討の結果に基づき、当該条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

(条例の見直しに当たっての留意点)

第8条 条例の見直しは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 当該条例の運用の実績を踏まえて客観的に行うこと。
- (2) 当該条例の内容に応じ、県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とすること。
- (3) 条例の見直しの周期、所管する条例の数、条文数その他の事情を勘案し、計画的に行うこと。

(条例見直し調書の作成等)

第9条 条例所管局長は、前3条の規定により条例の見直しを行ったときは、速やかに条例見直し調書（第1号様式）を作成するとともに、政策局長にその写しを送付するものとする。

- 2 政策局長は、前項の規定による送付があったときは、その概要を取りまとめた上で、条例見直し結果一覧表（第2号様式）を作成し、又は更新するものとする。

(条例の見直しの期限)

第10条 条例の見直し及び前条の規定による条例見直し調書の作成は、原則として見直し規定に定められた年数を経過した日から起算して1年以内に行うよう努めるものとする。

(所管常任委員会への報告)

第11条 条例所管局長は、条例の見直しを行った場合においては、当該条例の見直しを行った後最初に開催される所管常任委員会に対し、当該条例の見直しの結果について報告するものとする。ただし、当該所管常任委員会に報告できないことにつきやむを得ないと認められる理由がある場合は、この限りでない。

- 2 条例所管局長は、前項の規定による報告を行ったときは、その旨を政策局長に通知するものとする。

(県民への公表)

第12条 政策局長は、前条第2項の規定による通知があったときは、当該通知に係る内容を反映した条例見直し結果一覧表を、条例見直し調書と併せて、県ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(条例の見直しの結果に基づく措置)

第13条 条例の見直し及び第11条第1項の規定による報告の後、条例所管局長は、当該条例の改正又は廃止をすることとした場合は原則として同項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年以内に、当該条例の改正又は廃止に係る議案の提出を行うことができるよう努めるものとし、当

該条例の運用の改善等を行うこととした場合は当該報告の後遅滞なく、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、政策局政策部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例については、第5条第1項及び第10条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間に条例の見直しを行う旨の規定を設け、条例の見直しを行うものとする。(略)

3 次に掲げる条例については、原則として当該条例の施行の日から5年ごとに条例の見直しを行う旨の見直し規定を設け、条例の見直しを行うものとする。(略)

附 則 (平成22年3月30日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。